

令和 7 年第 1 回（2 月招集）
袖ヶ浦市議会定例会議員発議案

袖ヶ浦市議会

目 次

議案番号	付 議 事 件 名	頁 数
発 議 案 第 1 号	袖ヶ浦市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
発 議 案 第 2 号	開かれた議会改革特別委員会の設置について	6
発 議 案 第 3 号	訪問介護基本報酬引き下げによる影響への対策を早急に求める意見書について	8

発議案第 1 号

袖ヶ浦市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記議案を別紙のとおり、袖ヶ浦市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定
により提出いたします。

令和 7 年 3 月 24 日提出

提出者	袖ヶ浦市議会議員	根本 駿輔
賛成者	同	佐藤 博文
同	同	田丸有輝子
同	同	渡辺あゆみ
同	同	木村 淑子
同	同	稲毛 茂徳
同	同	在原 直樹
同	同	励波 久子
同	同	笹生 猛

袖ヶ浦市議会議長 小国 勇 様

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）が施行されることにより、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されること等に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 袖ヶ浦市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 29 条」を削る。

第 17 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 48 条において」を削る。

第 31 条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 32 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 38 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 39 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 47 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 48 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 2 条 袖ヶ浦市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項の表第 38 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 3 条 袖ヶ浦市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第 52 条から第 54 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和7年4月1日

(3) 第3条の規定 令和7年6月1日

(経過措置)

2 令和7年6月1日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

発議案第 2 号

開かれた議会改革特別委員会の設置について

上記議案を別紙のとおり、袖ヶ浦市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 7 年 3 月 24 日提出

提出者	袖ヶ浦市議会議員	在原 直樹
賛成者	同	励波 久子
同	同	田丸有輝子
同	同	渡辺あゆみ
同	同	佐藤 博文
同	同	根本 駿輔
同	同	緒方 妙子
同	同	佐藤 麗子
同	同	笹生 猛

袖ヶ浦市議会議長 小国 勇 様

提案理由

開かれた議会改革特別委員会を設置することについて、袖ヶ浦市議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により議決を求めるものである。

開かれた議会改革特別委員会の設置について

- 1 名 称 開かれた議会改革特別委員会とする。
- 2 委 員 数 9名とする。
- 3 設置の目的 より開かれた議会とすることなど議会改革を推進し継続的なものとするため、議会基本条例の策定に関する調査・研究を目的とする。
- 4 調査期間 調査・研究が終了するまでとし、閉会中もなお調査することができる。

発議案第 3 号

訪問介護基本報酬引き下げによる影響への対策を早急に求める
意見書について

上記議案を別紙のとおり、袖ヶ浦市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定
により提出いたします。

令和 7 年 3 月 24 日提出

提出者	袖ヶ浦市議会議員	佐藤 博文
賛成者	同	根本 駿輔
同	同	田丸有輝子
同	同	渡辺あゆみ
同	同	在原 直樹
同	同	励波 久子
同	同	佐藤 麗子

袖ヶ浦市議会議長 小国 勇 様

提案理由

訪問介護基本報酬引き下げによる影響への対策を早急に求めることにつ
いて、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出したく、袖ヶ浦市議
会会議規則第 14 条第 1 項の規定により議決を求めるものである。

訪問介護基本報酬引き下げによる影響への対策を早急に求める意見書

介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が始まりました。身体介護、生活援助などの訪問介護は、高齢世帯の方や要介護者の方にとって、在宅で生活を支えるうえで欠かせないサービスです。この制度を持続的かつ安定的に運営するためには、将来にわたって自治体の財政負担や被保険者の負担が過重にならないよう、国庫負担割合の引上げを含めた検討が必要と考えます。

こうした中、厚生労働省は令和6年4月から訪問介護の基本報酬を引き下げました。その理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げています。

しかしこれは、ホームヘルパーが効率的に訪問できるサービス付き高齢者向け住宅などの集合住宅に併設している事業所や、都市部を拠点とする大規模な事業所が利益率の平均値を引き上げているためであり、小規模な事業所を含む全事業所の実態からかけ離れています。

本市の訪問介護事業所から、訪問介護基本報酬の引き下げ後の現状を聴取したところ、経営状況がさらに厳しく赤字が増えれば、事業所廃止も考えなくてはならないとのほか、ヘルパーの高齢化による離職や人材の確保が難しく人員体制が整わないため、時間帯によってはサービスを断る等、従来行っていたサービスの継続が難しく、全ての利用者の希望に速やかに応じられないケースもあり、事業者の運営と利用者に大きな影響がでています。

厚生労働省は、訪問介護は処遇改善加算によって引き下げ分を補填できると説明していますが、加算には段階ごとに様々な厳しい要件と負担を強いることから小規模事業者が加算を取得し補填することは困難であります。

よって国及び政府に対し、多様な地域の実情にあった地域包括ケアシステムの深化、持続可能な介護保険制度の実現に向け、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 自治体の財政負担や被保険者の保険料・利用料負担が過重とならないよう国庫負担割合を引き上げること。
- 2 都市部の有利な条件の事業者をモデルとするのではなく、地方における小規模事業者の実情を十分に考慮し、介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての地域で全ての世代にとって安心できる制度を早急に再構築すること。
- 3 人材確保は喫緊の課題であり、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性の向上等、即効性のある抜本的な介護人材確保対策について検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

千葉県袖ケ浦市議会議長 小国 勇

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

財 務 大 臣 様